

2

運営ノウハウ紹介



道内団体の広報誌・会員募集ちらし

総説： 森林ボランティア活動を運営する

自分が企画者となって新しく団体をつくり、所属する団体を活性化させるにはどうしたらよいでしょうか。この章では道内外の活動事例をもとに、活動運営のノウハウについて紹介します。

組織運営の手順や留意点

1. 団体をつくる

まず、ともに活動する仲間として、活動に賛同する人を集めます（48ページ）。広報誌などの媒体を利用したり、会の意図する活動を体験できるイベントを開催して、その参加者に会への加入を呼びかけます。

また、活動には資金が必要です（52ページ）。会の発足後、すぐに必要になる費用として、怪我が起きた場合の保険料や事務費、森林整備に必要な備品・燃料費などがあります。こうした経費は、助成金や補助金などの獲得に必要な活動実績がないうちは、会費で賄われることが多いようです。鋸や鎌などの道具に関しては、そうした対応のある行政から借りたり、会員各自の責任でメンテナンスが行われるように個人での調達を原則にしている団体もあります。

そして、活動場所となる林地（フィールド）を探します（56ページ）。目当ての林地があるならば所有者を捜して活動場所としての利用の許可を依頼します。しかし一般的に、団体の実績が評価されないうちは、個人の森林所有者から林地利用の許可を得るのは難しいようです。適当な場所が見つからなければ、行政の林務や公園緑地などといった部署に相談して、林地を紹介してもらったり、国有林・公有林などの活用制度を利用する方法があります。そうした活用制度を利用する場合は、すでに団体が組織化されていること（林地の利用者が個人ではなく団体であること）が条件になる場合もありますので、図1の～や団体設立の順番は実際は流動的です。

以上の条件が整ったら、活動方針や運営体制などを決めて組織を固め、団体を設立します。

2. 活動を運営する

活動を進めるうちに、活動方針やメンバーが望む活動の姿が具体的にってきます。

活動では、他者の林地を利用する責任を果たすためにも、活動方針を反映させた森林整備計画や年間活動計画をつくり（PLAN）実践（DO）し、実践の成果や計画の達成度合いを振り返り、その振り返りの結果を次の計画に活かす（SEE）というサイクルで運営を行うことが大切です。

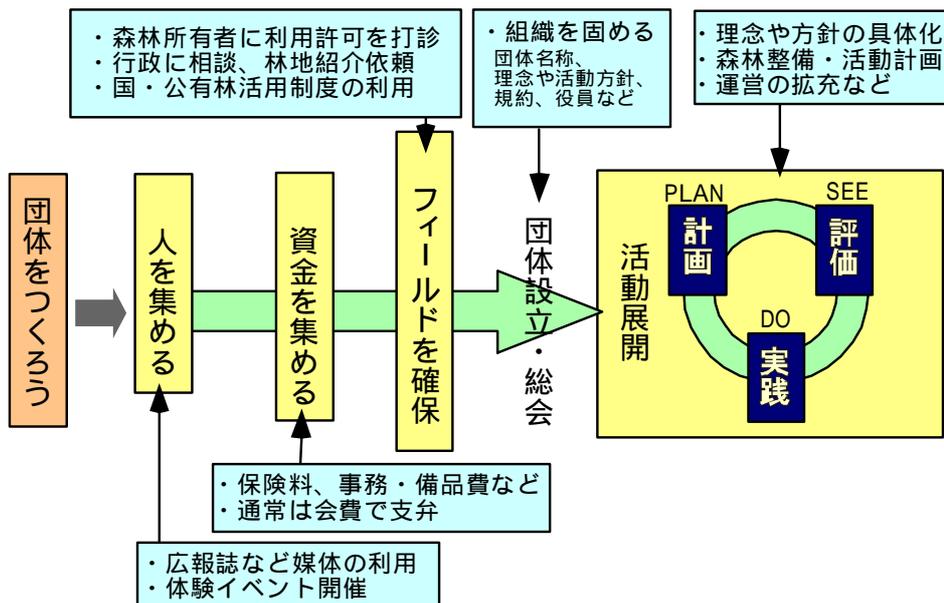


図1 森林ボランティア団体の組織化の手順と運営の留意点

活動運営の課題

既に活動を行っている団体はどのような課題を抱えているのでしょうか。2004年に林野庁が行った森林ボランティア団体へのアンケート調査では、森林づくり活動における課題の最多は「資金確保」で57%、次いで「参加者の確保」が49%と多数を占めました（図2）。

なおこの調査で対象とした団体は、法人格を持たない任意団体が76%を占めており、会員数は、「10～49人」が4割、森林づくり活動への年間総参加者は「100～499人」が4割と最多を占めました（図3～4）。また、活動資金の確保方法については、「会費」と「助成金」との回答が多く各6割を占めました（図5）*1。

団体の資金規模に関するデータについては、対象者は異なりますが、2002年に行われた東京都内の森林ボランティア団体へのアンケート調査（N=68）では、団体の予算規模は「30万円以下」が45%、「100万円以下」が71%（積算）を占めていました*2。また、1999年に行われた全国の森林ボランティア団体を対象としたアンケート調査（N=142）では、年間収入が「100万円未満」の団体は59%を占めました*3。

この章では上記の2つの課題の解決など、活動を運営するノウハウについて紹介します。

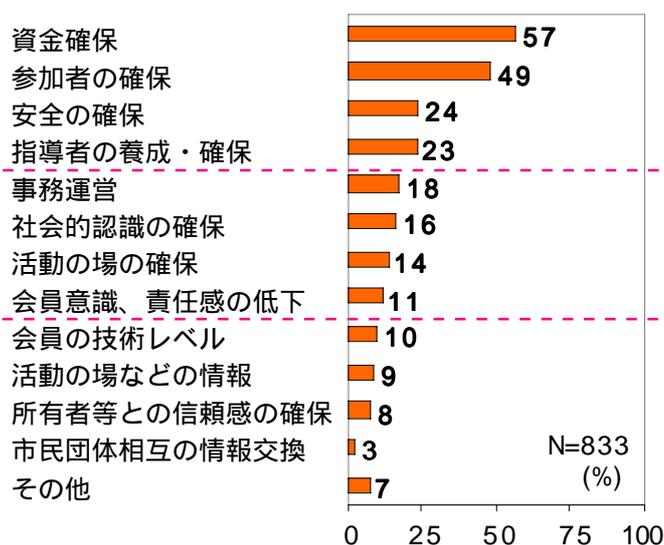


図2 森林づくり活動における課題（複数回答3）

:(林野庁,2004)より作成



図3 会員数

:(林野庁,2004)より作成

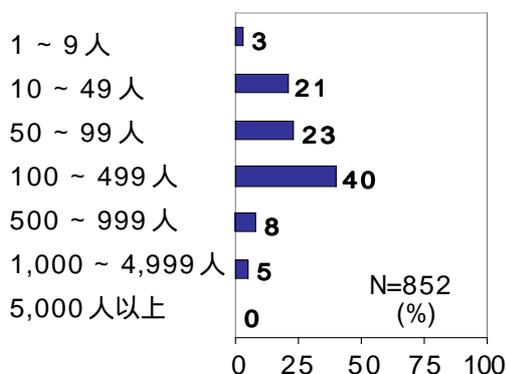


図4 森林づくり活動年間総参加者数

:(林野庁,2004)より作成

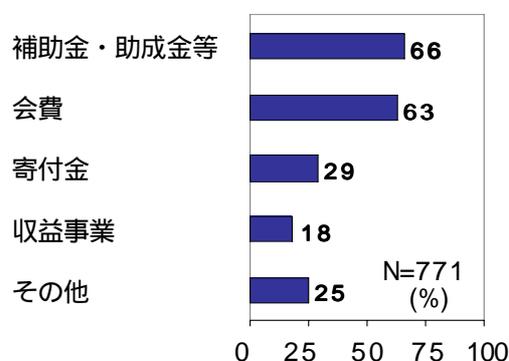


図5 資金確保方法（複数回答3）

:(林野庁,2004)より作成

* 1 (林野庁,2004)および2ページ*2参照。

* 2 (木俣,2003)

* 3 (上野ら,2002)

人を集める

「一緒に活動する仲間を増やしたい」、「たくさんの人に森林の大切さをPRしたい」等々、人を集めることは活動運営の主要課題です。そしてまた、組織を活性化したり、組織の窮地を乗り越える時も、頼りになるのはマンパワーともいえるでしょう。ここでは、会員や参加者を集めるノウハウについて紹介します。

会員を集める

道内外で森林ボランティアを行う19団体に会員募集方法について聞き取り調査を行い、特に有効な方法を把握するため、団体を知ったきっかけについて各団体の活動参加者へアンケート調査を行いました。

会員獲得には口コミが有効 両結果をまとめた表1をみると、16団体が会員募集をしており、会員獲得に最も有効との回答が最多だった方法は知人などを通じた勧誘・紹介（口コミ）でした。しかし一方で、表1の18団体（A～R）が募集に利用する媒体数と会員数には「媒体数が増せば会員数が増す」関係が見られ¹、口コミのみに頼らず、多くの媒体を併用したPRは会員増に効果があることがわかります。

自治体広報の利用 各種媒体のうち、有効との回答が最多だったのは自治体広報でした。メリットとしては掲載が無料であること、全戸配布であることがあげられました。但し、原稿の締め切りや字数制限、掲載記事の選抜があったり、増ページを伴う掲載は有料である場合などがあり、利用には事前の情報収集が大切です。広範囲の募集には都道府県や複数の市町村の広報を利用する方法もとられています。

表1 森林ボランティア団体の組織規模と会員募集方法

事例	活動年数(年)	法人格	会員数	フィールド活動回数(回/年)	活動参加人数(人/年)	勧誘紹介	媒体利用										計		
							ウェブ	自治体広報	マスコミ報道	行事企画・宣伝	行事参加・宣伝	新聞広告	ちらし	ポスター	回覧板	パンフレット設置			
A	7		849	148	905													5	事例2 36P参照
B	6		737	109	3,077													6	事例1 26P参照
C	6		698	73	1,834													5	
D	9		217	195	10,289													5	事例7 32P参照
E	5	-	151	57	981													5	事例3 38P参照
F	1	-	94	21	553													4	事例5 12P参照
G	2	-	90	11	140													1	
H	19	-	80	15	97													3	
I	10	-	73	41	1,006													2	
J	4	-	58	20	303													2	
K	12	-	55	27	341													4	事例4 40P参照
L	4	-	45	10	100													1	事例8 6P参照
M	50	-	44	2	28													0	
N	0	-	31	23	-													5	
O	9	-	20	20	228													0	
P	13	-	20	7	70													0	
Q	0	-	11	12	-													3	
R	13	-	10	11	52													1	
S	1	-	-	38	1,190													-	事例6 24P参照
計						16	11	10	7	7	6	4	2	3	1	1			
						8	0	5	0	2	0	1	0	0	0	0			

注1)活動年数は、データ年と発足年の差を示す。
 注2)会員数は個人と組織の合計値を示す。
 注3)事例Nと事例Qの活動回数は計画値。
 注4)は該当有り、は特に有効であることを示す。
 注5)事例Mと事例Pは会員制をとるが募集なし、事例Sは会員制をとらず参加者を公募。

[事例1]NPO法人 穂の国森づくりの会（表1-事例B）

勧誘による会員獲得 会員は、愛知県豊川流域の全17市町村や県・国の行政、商工会や農林業組合などの経済団体、市民で構成される。これら組織の会員化は、地域が一丸となる大切さを訴えるオルグ活動的な勧誘によって実現した。会費は受託事業収入に次いで会の主要財源である。個人会員は、各種媒体の利用の他、スタッフが様々な場で人物の意欲や関心をみて一本釣りで勧誘する。政策提言（写真1）が施策として実現するなど、会の実績が宣伝となる。

point! 理念や実績のPR



写真1 会の政策提言は、森林整備基金制度などの行政施策として実現

* 1 媒体数と会員数には有意な正の相関（ $r = 0.624, p < 0.01$ ）が見られた。

[事例2]NPO法人 樹木・環境ネットワーク協会^{しゅう} 聚(表1-事例A)
勧誘・ちらし利用 事業の資格取得者^{*2}に、知識の実践の場として会への加入を勧める。そうした加入者はリーダーとして盛立て事務局がサポートする。また武蔵村山市のフィールドでは、地元の参加を得るため、地元自治会に出向き、会の主旨と活動内容を説明する会を開催している。また、参加者募集のちらしと年間計画表(写真2)を全世帯分700部印刷し、自治会に全戸配布を依頼している。その結果、子ども達のイベント参加の他、地元から年間延べ20人(2002年度参加者の16%)ほどの参加が得られるようになった。

point! 事業とのリンク、地元自治会へのPR

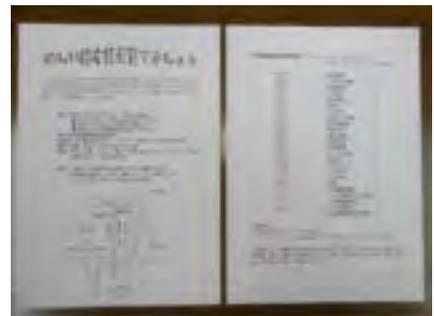


写真2 自治会に配布したB5版ちらし

[事例3]いばらき森林クラブ(表1-事例E)
講座生勧誘・新聞広告 発足時は、県の協力の下、県森林づくり体験会の登録者(約160人)を対象に募集案内をした。募集に40人が応じ、発足にふさわしい人数が効率的に確保できた。その後は、毎年2~3月(各人がアウトドアを計画する時期)、全国紙、地方紙、タウン紙といった県内の新聞社10社程に、会員募集記事の無償掲載を依頼する。例年3~4社は掲載してくれる(参考:写真3)。記事に応じた入会希望者には会の案内資料を送付する。

point! 層を絞った勧誘、新聞による広域PR



写真3 各紙に掲載された道内団体の記事。新聞社に掲載を依頼するのモ方法の一つ

[事例4]北本雑木林の会(表1-事例K)
勧誘・イベントでのPR 発足時は近所や知人達に「自分達の周りの緑地を守ろう、きれいにしよう」と呼びかけた。参加者募集のポスターを作業日の度に駅に掲示した。口コミも手伝い会員が増えた。発足4年目から雑木林と会のPRのためにフィールドで「雑木林コンサート(写真4)」を開催。林に音楽がこだましホールとは違う雰囲気を楽しめると好評を博し、2003年第6回コンサートの来場者は220人に達した。会場では入会案内ちらしを配布する。

point! ポスター、雑木林の活用



写真4 2004年第7回コンサート(会HPより)

[事例5]いしかり森林ボランティア「クマゲラ」(表1-事例F)
イベントでのPR 会員数は発足後1年余りで3.8倍(94人)に拡大した。会員増は会の方針が支持されていることに加え、イベントでのPRが効いている。キノコ・山菜教室などを2004年度は3回開催。参加者は市広報で公募する。また、集客の多い地元のイベントに出展(年5日)してクラフト体験などを提供する(写真5)。こうした場で活動に触れた人が会に加入してくれる。会員が110人(2005年6月)に達した現在、イベントで毎回加入者がいるわけではないが、継続することで会の知名度を上げ、応援者を増やすことが大切と考える。通常活動でも、実生苗木育成、積雪期の作業など話題性のある内容を盛り込んで、会員が楽しみながら続けられる活動の企画を心がける。

point! 地元イベント出展、話題づくり



写真5 当会のしおり作り体験ブース(2004年度石狩市市民文化祭)

*2 52ページ参照。

イベント参加者を集める

[事例6]多摩の森大自然塾(表1-事例0):

東京都主催・NPO法人森づくりフォーラム運営

HP・都広報利用 毎回、公募で参加者を募集する。有効な媒体は、ホームページ(HP)と都広報で、都内全域及び都外からの参加者がある。HPでは開催日、場所、作業内容などの案内のほか、画像と共にフィールド概要や活動報告を掲載する(図1)。都広報では、5.5cm×6cm程のスペースに簡単な募集案内のみを掲載し、詳細は往復はがきかE-mailで返信する。当日は閉会時の感想とアンケートによって参加者の満足度を把握すると共に、スタッフミーティングを行って毎回の活動を振り返り、よりよい運営を目指している。

point! 広範囲の募集、参加者の満足度把握



図1 希望の活動日、活動場所が選べ、オンラインで申し込みができる

[事例7]森の文化祭:

香川県・NPO法人どんぐりネットワーク(表1-事例D)共催

ポスター・ちらし利用 年間で最も集客のあるイベントで、参加者は親子連れを中心に4,500人(2003年度)に達する。開催はポスター(幼稚園、小学校、児童会館などに600枚掲示)、公共交通中吊り広告、ちらし(写真7)、県緑化情報誌、県のどんぐり銀行HPなどでPRする。会場は郊外の森林公園であるが、公共交通利用促進に取り組む団体との連携により、私鉄と連結する臨時バス「どんぐり号」を運行するなどアクセスにも配慮する。参加団体が出展するツル細工、木工作、野外料理といった豊富な体験型メニューが好評で、多くのリピーターが見られる。

point! 子どもへのPR、アクセス、体験型メニュー



写真7 ちらしとラリー用マップ

[事例8]芸術の森クリン・クリン・ウォーク:

カッコウの里を語る会(表1-事例L)主催

ポスターなどの利用 会員の参加の他、ポスター(コンビニ、バス停、芸術の森などに掲示:写真8)、環境系の市民活動支援組織(参考:写真9)のHPやメールニュース、全国紙、ミニコミ誌などによって参加者を公募する。森林の清掃(ゴミ拾い)作業というお楽しみ要素が少ないイベントであるが、2003年度の当行事では非会員である参加者が10人(約4割)見られた。ゴミ減量に取り組む市民団体の会員のグループでの参加が見られたほか、ポスターや口コミ、他団体のイベント時などの案内によって開催を知って参加した人が多かった。

point! ポスター、環境系市民団体への情報提供



写真8 ポスター(2003年度)

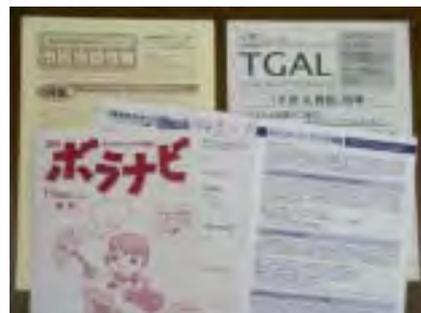


写真9 道内市民活動支援組織の広報誌(イベント情報の掲載受付あり)

トップに聞く！ 人を育てる：会員の自主性を高めるには？

森林ボランティア団体のトップの方々に、会員の自主性を促し「プログラムに乗って楽しむ人」を「運営を担いプログラムをつくり出す人」に変えていく方法についてお聞きしました。

Aさん（NPO 法人専務理事）

意志を活動に反映 市民活動で森林づくりに取り組む人たちは、自分が好きなときに好きなことをやりたいから活動にやってきます。事務局が事業計画をつくったり、ノルマをつくったりすると、「それなら活動なんてやらないよ」という人が結構出てくるものです。会員の自主性や継続的な参加を促すためには、「自分の意志が活動に活かされる仕組みづくり」が大切です。

会員主導の年間計画 会では8つある固定フィールド毎に会員主導で年間計画を作っています。組織の総会では、フィールドのリーダーが中心となって、成果報告のプレゼンテーション（各フィールド10分程度）をしてもらいます。これが各フィールドにとっていい緊張感になっています。

認識づくり 会員主導の運営に変えていくためには、決め手となる方法があるわけではありません。事務局が何度でも「あなたたちのフィールドですよ」と伝え、「まず会員がどう活動したいのか」という意志があって、それをサポートするのが事務局の役割なのだ」とわかってもらいます。実際そこまでいくのは大変で、そうした認識ができるのに2年くらいかかりました。

リーダーの選出 リーダーの選出は、今までのところ一本釣りです。会員の中から任せられそうな人を事務局が選んで支援しています。次のリーダーは、その人が指名したり、なんとなく形ができて会員の一致で交代していけばよいと思います。

Bさん（NPO 法人会長）

運営を分担 組織のトップには資質が必要です。いきなり数百人の会社の社長になれますか？

それと同じでボランティア組織の運営にも、経営力や資金力、人を動かす力、企画・交渉能力など様々な能力が必要です。しかし会では、これらをトップがワンマンで行うのではなく、16人いるリーダーと役割を分担することで運営を成立させています。

本業の経験を活かす 森林ボランティアに参加する人は、林業に対しては素人でも、社会人として職業を持ちそれぞれの分野で何十年も経験を積んでいます。学生も、学生ならではの環境、素養を持っています。人々のこうした経験を活かさない手はありません。手作業で行う森林の手入れ技術は、数年で獲得できるものです。むしろ、活動においては参加者をどう動かし、安全に留意しながらどう活動を企画・実行するかという力量が問われます。実際、会員の中には、企業の管理職の経験を持ち人の動かす方のうまい人、活動の幅を広げる様々な技術を持っている人がたくさんいます。こうした考え方をすれば、誰もがリーダーやその分野の指導者になれます。

リーダーの選出 リーダーの選出は苦勞している点です。立候補する人がいません。他薦で候補に挙がった人も、暗黙のルールとして、頼まれても3回は断りますね（笑）。シニア世代は特にそうです。やる気がないわけではなく、結果としては了解してくれるのですが、「会長がそこまでいうならばやってもいい」というところまで持っていくのが大変です。頼む方は熱心にねばり強く頭を下げるしかありません。

Cさん（NPO 法人事務局長）

事務処理の後継者難 森林づくり活動のうち、面白いこと、楽しいことを企画する人手には困っていません。縁の下の力持ち的な事務処理役が問題です。私は自主的に無報酬で事務の仕事に力を入れてきましたが、後継者となってくれる人がいません。会員は皆が「大切な仕事だ」と評価をしてくれますが、名乗り出てくれるわけではありません。企画スタッフも皆、本業の合間にボランティアで活動をしています。それだけでも実際は手一杯で、できる範囲で協力するというスタンスを皆がとり続けると、事務処理の部門に人材が抜けてきます。事務処理には給料を支払うのが一番なのですが、今の組織の収支にはそうした余裕はありません。しかし少額であっても後継の担当者は有給にして、責任ある仕事をしてもらわなければならないと感じています。

活動資金を確保する

収入の財源には「会費」、「寄付金」、民間財団が提供する「助成金」、行政が提供する「補助金」、企業や行政等の事業を受託して得られる「受託事業収入」、自主事業から得られる「事業収入」などがあります。資金確保は組織運営の主要課題であり、各団体では調達の手法や資金源の間のバランスが様々に模索されています。

収入規模と資金調達方法

道内外で森林ボランティアを行なう14団体に、活動運営の収支について聞き取り調査を行いました。

収入の多い団体は法人格所有、受託事業・事業収入中心 表1より、収入が多額の団体を見ると、1千万円を越す団体はすべてNPO法人格を有し、受託事業や事業を主財源としています。支出も事業費が中心で、事業や事務処理のため有給の専従職員を雇用する場合があります。一方、収入が少額の団体では会費を主財源とする傾向が見られます。

収入額は活動回数、会員数と関係あり 表1の13団体(A~M)の収入額と組織規模の関係を見ると、「収入額が増せば活動回数、会員数が増す」¹⁾ことがわかり、収入額はその組織の実行力や組織規模と密接に関係していることが確認できます。活動年数にはそうした関係はなく、収入の確保には、組織が持つ経験の長さのみでは説明できないノウハウがあることが示唆されます。

表1 森林ボランティア団体の組織規模と収支

事例	活動年数(年)	法人格	会員数	有給専従職員	活動回数(回/年)	収入		支出	
						金額(万円/年)	主な内容	金額(万円/年)	主な内容
A	6		737		199	3,032	受託事業	2,986	事業費
B	7		849		180	2,715	事業	2,576	事業費
C	9		217		226	1,415	受託事業	1,144	事業費
D	9	-	20	-	23	163	森林整備受託	143	作業日当
E	5	-	151	-	62	97	助成金	60	備品費
F	19	-	80	-	28	80	会費	80	施設維持費
G	12	-	55	-	42	71	会費	11	イベント開催費
H	13	-	10	-	22	61	助成金	55	研修開催費
I	4	-	45	-	27	40	会費	10	行事開催費
J	50	-	44	-	7	40	事業・助成金	ND	ND
K	1	-	94	-	30	29	会費	28	備品費
L	4	-	58	-	22	28	会費・寄付金	25	備品費
M	1	-	31	-	27	9	会費	9	保険料
N	6		698		85	ND	会費・助成金	ND	広報・事務費

事例1 36P参照

事例3 32P参照

事例4

事例5 8P参照

事例2 30P参照

注1)活動年数は、データ年と発足年の差を示す。
注2)会員数は個人と組織の合計値を示す。
注3)活動回数はフィールド活動と屋内活動の合計を示す。
注4) NDはデータなしを示す。

[事例1]NPO法人 樹木・環境ネットワーク協会 聚(表1-事例B)

資金の適正配分 収入の内訳は、事業収入6割、会費収入3割、助成金・補助金収入1割である。この事業中心の構造は、資金配分の適正値として意識的に設定、達成している。すなわち、会費に依存すると会員の増減に活動が左右される。一方、助成金等の比率を高めると資金元とのつきあいに気骨が折れ、活動が下請け的になると判断。東京と大阪に事務所を構え、東京では常勤3人、非常勤2人の職員を雇用。

人材育成事業 当会では植物や自然環境・生態系の正しい知識の普及を目指しており、これらの知識の検定試験(資格認定)とその受験講座、テキスト販売等の事業を行う(写真1)。試験の検定委員には大学教授ら事業の意図に共感する著名人を起用し、宣伝はHPでの案内の他、公園事務所や生涯学習施設、アウトドアスポーツ店等にパンフレット設置を依頼。年間の事業実績は、検定試験応募者が3部門計で407人(合格率42~58%)、講座参加者182人(2002年度)。

point! 資金配分に目標設定、活動使命とニーズにかなう事業展開



写真1 資格取得者及び受験者対象のスクーリング(団体HPより)

*1 会員数、活動回数の項目で収入額との有意な正の相関(前者 $r = 0.963$ 、後者 $r = 0.895$ 、ともに $p < 0.001$)が見られた。活動年数と収入額は無相関。

[事例2]NPO法人 埼玉森林サポータークラブ(表1-事例N)

補助金獲得 財源は会費、助成金、委託事業収入など。事業体のような収入構造のビジョンはもたない。事業(仕事)ではなく、あくまで自発的な意志で各人ができることをやるというボランティア活動のよさを大切にしたいと考える。

2004年度、埼玉県より補助金150万円(国庫補助)を獲得した。当会は法人化を契機に2002年度より県の森林づくり体験講座(年約30回:写真2)を受託してきた。従来の事業受託に変わって当会主催で同様の講座を運営することが補助の要件である。補助は、事業受託の実績と活動の波及効果*2が評価された結果である。県の緑推委員会内に事務所を置き、スタッフは基本的に無給である。

point! 県事業受託、波及効果



写真2 森林づくり体験講座(2002年度)の様子(団体HPより)

[事例3]NPO法人 どんぐりネットワーク(表1-事例C)

県事業受託 活動の中心に香川県事業「どんぐり銀行活動」の支援を据え、収入の9割を事業受託収入が占める。1994年の発足以来、当会はボランティアとして銀行活動をサポートしながら、県下の森林ボランティア団体の中でも屈指の組織規模を整えてきた*3。1998年度の法人化によって、拠点フィールド内のビジターセンター(写真3)の運営、同フィールドでの市民活動の企画など、当銀行活動関連の多数の事業を受託できるようになった。常勤1人、非常勤2人の職員を雇用する他、多数の無給スタッフが活動を支える。

point! 経験蓄積、法人化



写真3 ドングリランドビジターセンターの運営などを受託

[事例4]南足柄地域育林隊(表1-事例D)

森林整備受託 収入のうち森林整備の受託収入が7割を占める。会の活動は、県施策「水源の森づくり」事業における「私有林公的管理・支援」、「県民参加による森林づくり」と関連している(図1)。

約20名の隊員は体力と育林技術、年間10日以上参加などを資格とし、(社)かながわ森林づくり公社*4主催の森林づくり講座のリピーターから抜擢される。男性隊員の7割は、刈り払い機又はチェーンソーの特別教育を修了している(2002年度)。受託契約は森林組合と森林所有者とで行われ、隊が作業を請け負う。作業時には組合職員が隊員の技術指導にあたる。隊員には作業日数に応じて交通費程度の活動経費が支弁される(有償ボランティア)。所有者の不安を払拭し、責任ある作業を行なうため、隊員は年度当初に出席可能な日数を森林組合に提出する。

point! 質の高い人材確保、公社・森林組合との連携

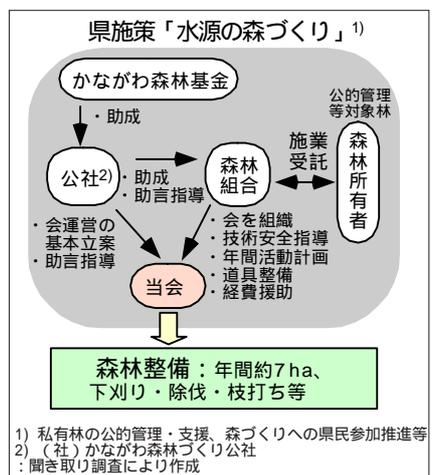


図1 森林整備実行の仕組み

*2 県下で森林づくりを行う約20団体の多くが一地域の特定フィールドで活動するのに対し、当会は県下全域で活動を展開する。審査において、県は、講座開催を通じて森林づくり活動が広範囲に拡大することを特に評価・期待して、当会への補助を決定した。

*3 例えば香川県下の森林づくりを实践する団体と個人のネットワーク(70ページ参照)に登録する13団体のうち、当団体の会員数は最多であり、現在なお唯一のNPO法人である(2005年度)。

*4 分収林事業などの他、「県民運動事業」部門を持ち、森林づくり体験講座の開講、指導者の育成などによって県施策を支援している。公社の地域育林隊への支援はこの一環である。

[事例5]間伐ボランティア「札幌ウッドィーズ」(表1-事例L)

助成金獲得 会費と寄付金による収入が主であったが、2005年度、アウトドア分野の基金に助成申請をして助成金50万円を獲得した(写真4~5)。その結果、当年度の収入額は計画時の約3倍に拡大した。

申請の受理は、森林の効用とその整備の重要性といった問題意識、森林整備を通じて当団体がアウトドア分野に貢献しうる効果を申請書で明快にPRできたことが評価されたと考える。申請書では、会の活動使命を整理するとともに、情報収集によって助成元の事業や価値観を把握して、自分達の会の事業と先方の助成主旨との一致をPRすることが重要である。

なお、申請の受理後、活動の視察に来訪した助成元のトップは、会の趣旨に賛同して会員となり、ともに作業で汗を流している。

point! 活動使命と助成主旨の一致



写真4 助成金で刈り払い機を購入



写真5 ササの刈り払いの様子

「全国雑木林会議'05 in 岐阜」*5での分科会討議から

分科会1(写真6)では「生き物の長期の営みを相手とする里山保全・整備において、活動を持続させるには何が必要か」といった問題設定で事例報告、討議が行なわれました。討議の結果、「活動を支えるのは人とお金」、「苦しいときには助けを求め、助けてもらえる関係(人の輪)をつくること」、「自己資金と助成金等のうまい(継続可能な)バランスをとること」といった見解が得られました。

表2 各団体の組織規模と収支

事例番号	発足年	法人格	会員数(人)	専従職員数(人)	収入		支出	
					金額(万円/年)	主な内容	金額(万円/年)	主な内容
6	1999		60	-	18~21	会費、生産物販売	13~21	通信・事務費
7	2000		42	-	39	生産物販売	29	備品費
8	2000		30	-	57	公園工事受託	30	資材費
9	2002		45	3	900	森林整備事業受託	890	事業費
10	2000		53	3~8	約5,000	自然体験支援事業	ND	ND

注) NDはデータなしを示す。



写真6 分科会1の会場の様子

1. 資金確保の手法：分科会事例発表から

[事例6]ふどうの森クラブ

会費収入と里山の生産物の販売 活動内容はマツタケ山再生、炭焼き、棚田管理、環境教育など。収入のうち会費が10万円、竹炭・竹酢液等の販売が6~8万円を占める。活動資金の自己調達を目標に、身の丈にあった収支計画を持つことが肝要と考える。生産物の販売は里山の産物の循環利用(図2)を意図に取り組み、今後の拡大にむけて生産物の品質を確保することが課題である。

point! 身の丈にあった収支計画



図2 里山の産物を循環させる

* 5 第13回全国雑木林会議岐阜大会実行委員会主催、2005年10/8~10/10に岐阜市ほか県内各所で開催。

* 6 図2~3は、分科会1の発表スライドをもとに作成。

[事例7]里山クラブ^{かに}可児

会員の能力を活かした生産物販売 活動内容は、二次林整備、炭焼き、棚田管理、親子森林教室の開催など。収入のうち生産物の販売が約9万円を占める。2002年度に拠点施設などの建築のため50万円の助成金を獲得したが、会計事務や報告等に事務局が疲弊。一方で施設建築を経験して会の雰囲気が盛り上がり、会員間に「(助成金には依存せず)自分達でものを作って売ろう」との気運が高まる。会員の能力と助成金で整備した施設を活用して、竹炭や竹酢液、ツル籠、シイタケ原木などをイベントなどで販売(図3)。販売収入は会費収入を上回っており、2005年度には2001年度時の3.5倍に達する見込みである。

point! 会員の能力・自発性活用

[事例8]文殊の森里山クラブ

自治体より公園階段補修工事を受託 活動内容は、二次林・竹林整備と林産物利用(炭焼きなど)、子ども対象イベント実施、フィールドである公園の管理など。収入のうち、公園内の木製階段補修(図4)の委託料が50万円を占める。受託した工事は臨時活動日を設けて対応する。会員に日当は支払わない。従来工事を受託してきた事業者は、当会の会長とは友人の間柄で、工事に必要な技術講習や資材の調達に協力頂くなど良好な関係が築けている。将来的には公園の指定管理者となることを目指したい。

point! 人脈、関係づくり

[事例9]NPO法人^{てま もり} 柚の杜学舎

行政等に事業提案をして事業受託 活動内容は、間伐など森林施業受託、市民ボランティア育成講習や市民参加による森林整備行事の運営など。行政、企業、森林所有者に対して事業提案をしながら、事業を受託する(図5)。収入は事業収入がほぼ100%。こうした受託事業中心の経営を行なうには、事業を提案できる企画力や専門性、森林・林業の専門家とのネットワーク、事業主との信頼関係等が必要である。また、例えば間伐の受託では、まず森林所有者と森林組合が契約を結び、森林組合から当団体が施業を受託する仕組みを作るなど、地元との協力関係づくりにも配慮している。

point! 企画力、ネットワーク

[事例10]NPO法人 メタセコイアの森の仲間たち

学校の体験活動を支援 活動内容は、小中高等学校の児童生徒が野外で行う自然体験活動の支援。年間約90校、延べ1.9万人にプログラムを提供する。収入は事業収入が約8割を占め、2004年度事業高は4,150万円。こうした実績は、学校側のニーズに応えて、幅広いプログラム(44種:図6)を提供して利用者の満足度を高めてきた成果である。他者が容易に参入できない分野を開拓して、ノウハウを蓄積することが事業型NPOの経営のコツでもある。

point! 企画力、差別化



図3 会員の力作を販売



図4 階段補修工事の様子

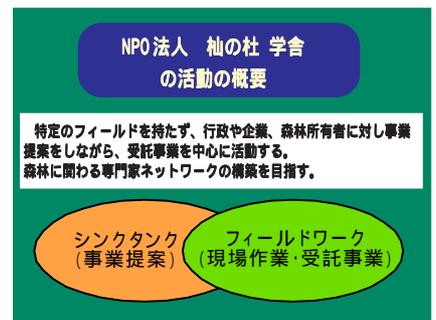


図5 提案した事業を現場で実践できる組織を志向



図6 地域の自然と文化を学ぶ多様な体験プログラム

フィールドを確保する

森林整備を始める際、最初の課題は活動場所の確保です。自分で林地を取得できれば最善ですが、それが難しければ、森林の所有者に利用を打診しなければなりません。ここでは継続的にフィールドを利用するための様々な仕組みや森林所有者との関係づくりについて紹介します。

林地を所有する

森林づくりを行うため一般の市民が林地を取得する例もみられます。林地取得や造林に対しては、森づくりセンターや森林組合に融資制度や補助金に関する情報提供、技術指導などのサポート体制があります。

[事例1]レディース100年の森 林業グループ*1

1991年度、南富良野町森林組合が「山づくりへの女性の積極的な参画」を目的として、年齢級カラマツ林約13haを10区画にして、町内に在住する20～45歳の女性を対象に分譲した。当会はこの林地取得者で構成される林業研究グループで、所有林を会共通の実習林として保育作業を行っている(写真1)。林地取得の資金(当時1区画120～200万円)については、会員は林業関連の公庫が設ける森林取得資金からの借入金を利用するなどした。分譲の条件は、女性の堅実さやねばり強さという特質、買主が主伐できる年齢ということから設定された。会員は主婦や自営業者など林業に関してはアマチュアであったが、当組合や上川南部森づくりセンターの支援を受けて木材生産のための整備を着実に進めると共に、様々な地域交流の場として所有林を活用している。



写真1 作業は実習形式で会員皆で実施 (2005年7月所有林にて)

point! 融資制度利用、グループ結成、サポート体制

他者の林地を利用する

他者の林地を利用するあたっては、国・公有林の活用制度を利用する方法、行政などの仲介者を経るなどして森林所有者と協定やとりきめなどを結ぶ方法、所有者との信頼関係のみで林地を利用する方法などがあります。表1は、林地の活用制度や利用に関わる協定6事例に明記される内容のうち、団体に求められる役割や条件をまとめたもので、他者の林地を利用する場合に配慮すべき点がわかります。すなわち、事例では特に年間計画提出や活動実施報告(整備を約束通り実行する)事故などが起きた場合に責任をとる、立木や植栽木などの所有権放棄といった事項の記載が多く、これらの点に森林所有者の主要な不安があることがわかります。また、締結者の申し出や違反行為などによって協定などが無効になる場合も多く、団体の地位は不安定といえます。今後、こうした制度や協定のあり方を検討していくためにも、団体が実績を積み重ねることで、所有者の不安を解消し、社会からの信頼を高めていくことが大切です。

表1 林地利用に関わる協定などにおいて森林ボランティア団体に求められる役割

事例	目的 活用 整備・保全	林地所有別		団体に求められる役割・条件																
		行政 市町村 都道府県 国	個人	参加者調整	年間計画提出	所有者と計画協議	林内活動	林内活動	禁止事項	活動実施報告	計画困難時の作業委託	作業負担	事故等責任	傷害保険の加入等	山火事防止	立木所有権放棄	事業計画・区域外の動行禁止	無報酬	違反行為等に よる契約解除 協定破棄	
A		2																		
B		2																		
C		3																		
D		3																		
E		3																		
F		2																		

注)「目的」は、協定等設定の力点や主導者の違い(「活用」は森林所有者、「整備・保全」はその他)を示す。

札幌市HP、空知森づくりセンター業務資料、(フォレスト21連絡協議会、2000)、東京都業務資料、聞き取り調査により作成

*1 22 ページ参照。

1. 国・公有林などの活用制度の利用

[事例2]札幌市都市環境緑地取得整備事業（表1-事例A）

市有林である都市環境緑地の一部（1区画3～39ha）を自然とのふれあいの場として登録団体に開放し、市民による積極的な森林保全活動の推進を図る事業（図1）。2005年4月現在11団体が登録し、育林作業、散策路設置、炭焼き、自然観察などを行っている。林地の利用期限は特に明示されない*2。

「森林と市民を結ぶ全国の集い北海道2003」の分科会では、当事業の登録団体から、表1の「立木等の所有権放棄」、すなわち間伐材が林外に持ち出せないことが課題として話題にあがった。札幌市からは「行政が特定の団体に利益を与えることが問題」との回答があり、これを踏まえ「材の対価を支払う方法がある」、「活動の公共性を示せば解決できるのでは」といった議論が行われた*3。

point ! 公共性、議論の場づくり

[事例3]みらいの森「ボランティアによる森づくり」（表1-事例B）

道有林とボランティア（団体または個人）の二者で協定を締結し、道有林での森林ボランティア活動を通じて、道民に林業・森林造成の意義を理解してもらい、道有林のPRを図る事業（図2）。道は活動地の提供の他、道具類の貸与や技術指導をして活動をサポートしている。江別市西野幌のフィールド（1.3ha）では、1999年に空知森づくりセンターと生活協同組合市民生協コープさっぽろの間で5年間の協定が締結された。生協内での助成の仕組みや道からの協定以外のサポートもあり、二者間には良好な関係が形成され、期間を延長して育林作業が継続されている*4。

point ! サポート体制

[事例4]「緑のボランティアの森」記念造成事業の実施に係る協定（表1-事例C）

1997年、（社）国土緑化推進機構（以下緑推）の記念事業、国民参加の森林づくり運動のモデル林造成のために、NPO法人森づくりフォーラム、東京営林局（当時）緑推の三者で締結された協定。神奈川県内の国有林（フォレスト21[さがみの森]:4.5ha）を造成地に、緑推の資金提供のもと、森づくりフォーラムが参加ボランティアの募集や調整を行い、参加する市民自らの計画によって森林の造成や利用を進める（図3）。施業計画や森林づくり活動の管理・運営の意志決定のため、協定締結三者の関係者による連絡協議会が設置されている。なお、さがみの森の活動は1999年に林野庁で推進する「ふれあいの森」制度の趣旨に適合する活動として登録された。

協定期間は5年間で以後1年ごと延長可能である。事例2と同様、市民が間伐材などを利用できないことが課題とされる*3。2002年の協定更新時には、活動地が林班全域（約19ha）に拡大され、環境教育の場をつくるための整備も進められている*5。

point ! 資金提供者の参画、計画段階からの連携

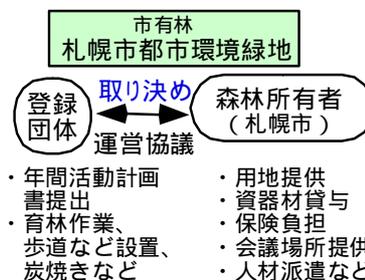


図1 「札幌市都市環境緑地」活用の仕組みの概要*2

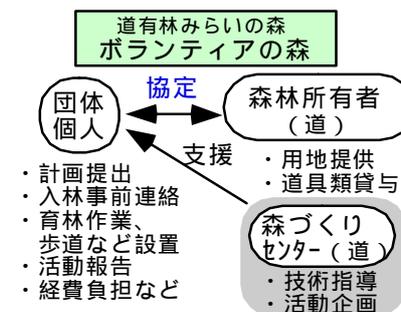


図2 「ボランティアによる森づくり」概要（網掛け部は協定には無記載）*4

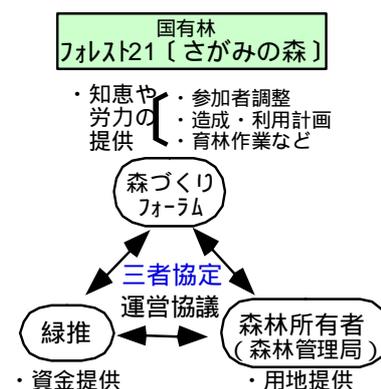


図3 「緑のボランティアの森」記念造成事業の実施の仕組み概要*5

*2 札幌市環境局みどりの推進部HP「森林ボランティア」より。

*3 第6分科会「私たちの森をつくる」（柿澤，2004）

*4 空知森づくりセンター業務資料。作業を実行するのはコープさっぽろ植樹みどりグループ（14ページ参照）。

*5 事例文頭から（フォレスト21連絡協議会，2000；NPO法人地球緑化センター，2005）を引用。

2. 町有林の整備協定

[事例5]阿見町小池城址公園森林整備に関する協定（表1-事例D）

1999年、森林所有者である阿見町、いばらき森林クラブ*6、茨城県の3者によって締結された、当公園（約4ha）の森林整備のための協定。支援事務として町は森林整備に関する広報や町民参加の促進など、県は技術指導や用具の貸与などの役割を担う（図4）。技術指導に関しては、県林業技術センター（旧県林試）が森林整備指針を作成した。指針では、同公園を植生の現況などから13区画に分け、区画別の作業計画が明示される。協定期間が満了した2004年、指針に示された整備は終了したが、当クラブの提言を受け、以後は同公園活用のための整備を継続され、町民ボランティアを養成する森林体験講座が開催されている。

当協定は、かねてより当クラブに活動場所を斡旋していた県が、放置林を抱える町と協議し、三者の役割を調整して設定したものの。県の仲介があり、整備が無償で進むなど町としてもメリットがあったため締結はスムーズであった。参加者の役割分担を明確にした森林整備事例として、当協定を模範とする三者協定が県下他地域でも締結されている。

point! 県の仲介、地元の担い手育成

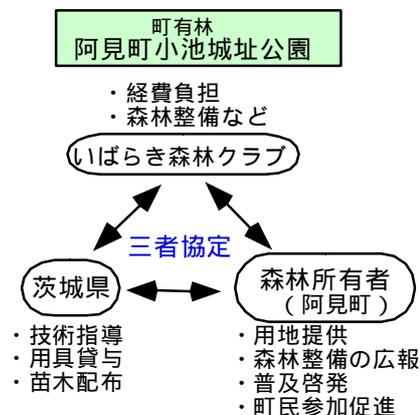


図4 「阿見町小池城址公園森林整備協定」の概要

3. 私有地・一般民有林の整備協定

[事例6]雑木林の管理協定（表1-事例E）

土地所有者（個人）、北本雑木林の会*7、（財）北本市公園緑地公社の3者が相互に緑地の重要性を認識して交流を深め、雑木林の保全に協力するための協定。所有者は雑木林を市民に開放し、遊びやくつろぎの場として提供することを許可し、会と公社は雑木林の整備作業にあたる（図5）。協定は3年ごとに更新する。

当協定は、会の依頼を受けた公社がひな形をつくり、会と関係のできていた土地所有者を交え三者の協議で策定された。公社には協定の信頼性を高める、お墨付きとしての役割が期待された。2000年に9名の所有者（面積0.06～0.64ha）と協定を締結したが、相続などを契機とする所有者の意志変更には逆らえず、2004年度までに2つの協定林が伐採、宅地化された。会では、常に転用の危機にある市街地の緑地の保全を今後どのように展開するかについて検討を重ねている。

所有者との関係づくり 近隣の住民にたずねて、藪化した雑木林の所有者を探すことから始め、所有者に「林をきれいにする代わりに子どもの遊び場として使わせて欲しい」と持ちかけた。所有者の反応は、「勝手に所有地に入られては困る」、「ただで林を整備してくれるなんて虫のいい話があるのか」といった警戒や驚きが主であった。しかし所有者側にも、高齢化などで林の管理に手が回らず、枝の張りだしや防犯の面から周囲の住民から苦情が出るなどの事情があり、会の申し出に応じる人が出てきた。そうした場所で整備を続ける中、「うちの林も手入れしてほしい」と所有者から依頼されるようになった。会が手がけた林は10ヶ所（所有者13名以上）に達し、活動に参加してくれる所有者もいる（写真2）。

point! 公社の仲介、転用

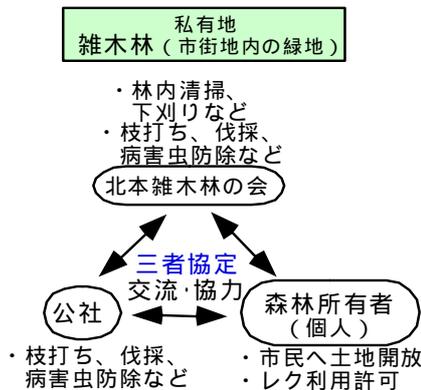


図5 「雑木林の管理協定」の概要



写真2 林の所有者を交えて作業やそば打ち体験を実施（北本雑木林の会 HP）

* 6 38 ページ参照。

* 7 40 ページ参照。

[事例7]「多摩の森・大自然塾」事業実施に係る協定（表1-事例F）

都事業「多摩の森・大自然塾」*⁸の受託者であるNPO法人森づくりフォーラムとその実施場所を提供する森林所有者（個人）の役割を定め、二者の連携を進めて、当事業の円滑な実施を図るもの。協定は、所有者に安心して林地を提供してもらえることに力点が置かれ、事業の参加者（ボランティア個人や団体）や参加者の調整役である森づくりフォーラムが果たす役割は、表1の事例中でも最も詳細に規定されている（図6）。なお、活動の資金は都からの受託料より拠出される。1年間の協定で期間終了後必要に応じて更新。

所有者との関係づくり 都の林務部署が森林組合などとのコネクションからフィールドを探し、森づくりフォーラムが協定を締結する。都事業に基づく協定であることから、締結には所有者から信頼が得られやすい。しかし、所有者ときちんとした話し合いをすること、良好な関係ができてもしっかりとした話し合いをすること、隣接する林地にも迷惑をかけないなどの配慮が必要である*³。

point ! 都の仲介、森林所有者の安心形成

4. 協定などを交わさずに所有者と関係をつくる

[事例8]NPO法人 埼玉森林サポータークラブ*⁹

会は埼玉県内外21カ所で森林ボランティア活動を展開し、うち固定型のフィールドが8カ所ある（2003年度）。発足当初、会のフィールドは国・公有林が多く、一般民有林が増えてきたのは会の実績が森林所有者から理解されるようになった発足6～7年目からである。

会では、ボランティア活動の持つゆるやかな性質や所有者の高齢化などから長期的な約束ができない、あいまいさをよとする山村文化を持つ地元に混乱を招く、などとして林地利用の協定や取り決めは交わしていない。所有者と関係をつくる際は、役場や森林組合を通じて依頼をし、所有者との話し合いで「山林を維持していく」意志を確認しあう。隣接する林地の所有者にも挨拶に行く。また地域の祭りに参加したり、老人会などと交流するなど、地元との関係づくりに力を入れる。山村の文化や技術を学び、森林の大切さ、木材を利用することの重要性を発信することに会の役割があるとする。

森林所有者の声：森林ボランティアには世論づくりを期待

Aさんは埼玉・群馬両県に約80haの山林を所有する。県の森林づくり体験講座（2002年より埼玉森林サポータークラブが事業受託）で技術指導を行うほか、当会に所有林をフィールドとして提供し、作業のノウハウを伝え、会と地元の交流の仲介役をしてきた（写真3）。

こうした協力の背景には「山村を維持するには行政の支援が必要」、「林業者だけでなく一般の人たちに林業や山村の実情を理解してもらわねば」という問題意識がある。Aさんは所有林の整備を進める傍ら、地域の林業を立て直すために地元森林組合の活性化に取り組んできた。作業班の班長として技術の向上に取り組み、利用間伐に力を入れて「食べていける林業」を目指してきた。一方、組合の事業量を増やし地域の林業を維持するには、環境を保全する間伐への補助や森林整備に資金が環流する税制の導入など、公的資金の投入が必要と考える。

森林ボランティアには、「森林・林業の大切さを様々な場で発言して、そうした森林政策を後押しする世論を高めて欲しい」と期待する。

point ! 問題意識共有、信頼形成

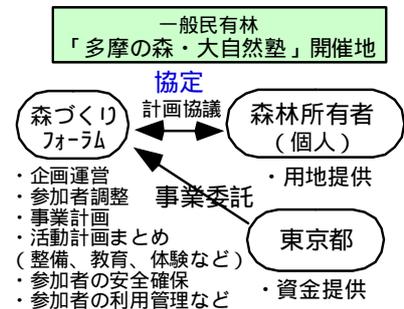


図6 「多摩の森・大自然塾事業実施協定」の概要*²



写真2「カタクリの花祭り」
地域交流の取り組みが、地元組織との共催行事として結実(神川町・神泉総合支所HPより)



写真3サポータークラブとのミーティング

* 8 24 ページ、66 ページ参照。

* 9 30 ページ参照。

森林の管理目標を決める

どのような森林を目指すのかによって森林の取り扱いが変わってきます。森林の管理目標を策定するだけでなく、掲げた目標をどういった作業によって達成するか具体的に読み解くことは、グループの力量が問われます。活動ではノウハウを持つ組織・機関との連携、調査とそのフィードバックといった方法が行われています。

針葉樹人工林で木材生産を目的とする場合

手入れ不足森林の間伐を行う場合など、生産目標に応じた森林の管理レベルを定め、間伐量を計画することが必要です。林業では既に生産目標が体系化されており、これを活用することができます。

[事例1] 施業体系図^{*1}を用いた間伐：
間伐ボランティア「札幌ウディーズ」^{*2}ほか

森林調査簿^{*3}、森林計画図^{*4}、空中写真等から林地の概況を把握。林分のうち平均的と思われる箇所を標準地をとり(写真1)、林木の樹高、胸高直径や欠点木などを毎木調査する。この結果を集計して1ha当たり立木本数、幹材積を計算する。林齢と上層高^{*5}より、その林分の地位を判定する。得られたデータを、施業体系図に当てはめ、間伐する林木の本数、サイズを決定する。

以上は、道の林業普及指導機関、石狩森づくりセンターの支援のもとに行われています。

point! 林業の既存知見の活用



写真1 標準地(33m x 30m等)設定のためコンパス測量を実施

里山林の保全を目的とする場合

旧薪炭林など長期間放置された広葉樹林を復元する場合、失われた生態系ではなく、現在の生態系を前提として、これをよく調べ、移行可能な生態系の中から目標を設定する方法が優れているとされます^{*6}。

[事例2] 旧薪炭林における順応的管理^{*7}：
桜ヶ丘公園雑木林ボランティア^{*8}

当会は、下記の理由から実体を伴わなくなった「こならの丘」^{*8}の旧植生管理計画^{*9}を、1998年度より会員の力で林分の現況や会の作業可能量に合致した内容へ見直す作業に取り組みました。

計画見直しのきっかけ

伐採計画変更による大量伐採、下刈り作業停止(伝統的管理手法採用・会の作業力不足)、アズマネザサの繁茂(写真2)



写真2 繁茂したアズマネザサ^{*9}

*1 収穫予測表や密度管理図をもとに地位別、仕立て方法別、伐期別に生産目標を表した図(北海道林業改良普及協会、発行年不明)

*2 8ページ参照。

*3 地域森林計画の樹立、実施のため、地況、林況等の事項について記載された帳簿。北海道では支庁、森づくりセンターに備えられ、関係市町村にも配布。

*4 森林計画の対象とする区域や林道、森林の種類などを明示した図面。

*5 樹高の高い林木の平均樹高。高い順に250(本/ha)相当の平均をとる。

*6 (倉本,2004)より。里山林については3ページ。



施業体系図^{*1}

主な対応策

1. データの収集

調査環境整備：図面づくり（測量、区画分け） 現地へ区画を示す杭打ち、樹木位置を図面にプロット

施業履歴把握：年度別伐採・下刈り実施面積

施業結果の検証：樹種別のひこばえの生存率・分布、ササの優占度

下刈り作業評価：履歴の異なる区画別の群落調査

林床植生把握：草花類のタイプ（草原生、森林生など）別分布

調査の結果、皆伐更新地では成長の早い樹種によってひこばえが被陰されコナラが枯死していること、放置の結果下刈りを重ねても野草が回復しない範囲ができたこと（図1）、下刈りの必要な面積が会の作業量を上回っていることなどが明らかになりました。

これらを受け、選択的な除伐やコナラの播種・補植、下刈りの作業日を増やし皆伐面積はさらに増やさないと必要だとわかりました。

2. 情報共有、合意形成

会員対象アンケート：

活動内容について意見の掘り起こし、考えるきっかけづくり。

ワーキング活動：

簡単な調査を行い、上記調査結果をメンバーが実地に確認、納得する機会を設定。ワーキング活動の成果は「同報告（図2）」として会広報誌に掲載。

運営会議：

調査結果をふまえた管理作業の検討。2001年度からは「管理計画見直し」をテーマに取り上げ、繰り返し討議。

これらのプロセスによって、「全体像と作業内容が参加者に非常にわかりやすくなってきた」、「（活動が）確実に前進している」^{*11}とメンバーから高い評価が得られ、新計画づくりに着手する環境が整えられました。

3. 新管理目標・計画の策定

以上をふまえ、2003年度、林分を下記の5つの管理タイプに分けゾーニングしました（写真3）。管理の実行のため、会では年度毎に林分全体をモニタリングして、優先すべき作業を示した図面を作成しています。

育成型（薪炭林型）、保護型（雑木林型）、周辺樹木の被陰範囲（疎林型）、外周部下草刈り範囲（緩衝帯）、外周部垂高木層伐採範囲（緩衝帯）

point ! 徹底した調査（人材） 情報・熱意共有（仕組み）



図1 網掛け部は下刈りを重ねても野草が回復しない範囲^{*10}

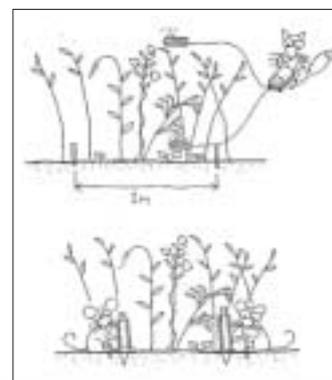


図2 ワーキング活動報告（抜粋）^{*11}
調査手順をイラストで解説



写真3 新管理計画図。クリアファイルに入れ、活動日の度に活用

*7 複雑で正確な予測の難しい生態系管理にあたって、常に生物の状態をモニターして、その変化に柔軟に対応していく方法（勝川，2004，森本，2001）。里山林の管理においても、目標とする自然の設定 管理作業 モニタリング 評価 目標の再検討といった、順応的管理の導入が課題となる（倉本，2004）。

*8 42ページ、64ページ参照。

*9 1992年度にコンサルタントによって作成。「低木の生育を抑えた若齢落葉樹林」を目標とするもの。

*10（桜ヶ丘公園雑木林ボランティア，2001）

*11（桜ヶ丘公園管理事務所，2001）

情報を共有する

様々な人が集まり、人々の協力で成り立つグループ活動では、情報共有は取り組みのかなめです。ここでは「活動に参加する」、「チームワークをよくする」、「活動を計画し実行する」、「活動を振り返る」などといった局面でメンバーの情報共有を進めるために、どのような工夫が行われているか紹介します。

参加の土壌をつくる

不安を解消する、参加意欲を高める

活動当日、特に初参加者は新たな体験に期待する一方、「これから何をするんだろう」、「自分は体力不足では」等々、様々な不安も感じているものです。活動を始める際は、参加者の不安を解消する情報や、フィールドの概要などを参加者に提供することが大切です。こうした情報共有の場を設けることは日程のスムーズな進行にも結びつきます。

[事例1] 開会式：NPO法人 埼玉森林サポータークラブ*1

会では活動のプログラム進行のためにスタッフ用の運営マニュアルを作成している。会は、2002年度より県の森林づくり体験講座(年約30回)を受託の経験も持つ。会では活動の参加者に、都市と山村の架け橋となって山村や林業の実情を世の中に伝える役割を期待している。このため、活動のプログラムはわかりやすさに主眼を置き、開会式では当日の流れをイメージできるような情報提供を心がけている(写真1-2)。

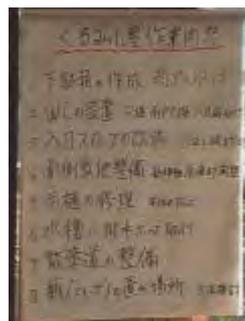
運営マニュアル(概要)*1

[開会準備]

事前：現地確認(林況、必要な道具・物品、作業難易度など把握)、参加者班分け、班長配置、関係者打ち合わせ、日程表作成
当日：駐車場誘導係・受付係配置、出席者点呼、班長ミーティング、救護係配置など

[開会式]

挨拶(司会、主催者、山林所有者、来賓等)、日程確認(現在までの進行報告、作業手順、担当分け、作業の優先順等)、安全確認(八木・道具等)、準備体操など



開会式(上写真1)と作業表(拠点施設整備：下写真2)アレンジはあるが開会式の骨格は左記マニュアルに基づく

[事例2] フィールド案内：多摩の森大自然塾鳩ノ巣フィールド*2

作業前に、初参加者の班(1班10名程度)に対して当日の作業林分とその周辺の林地を案内し、地形、植栽樹種、施業経過や今後の計画などを解説する。自分達が取り組む作業とフィールド全体(約10ha)の森林計画、ひいては地球温暖化防止といった地球レベルの環境保全との関連性を想起してもらい、参加者の参加意欲を高めることが主な狙いである。解説は、参加者が楽しめることに力点を置いた平易な内容で、解説者用に地図と対応した解説マニュアル(ポイントのみ記載)が作られている(図1)。班長が解説を務めるが、意欲あるリピーターを班長補助に配置して解説役を委ねる場合もある。マニュアル化によって、運営の役割分担も図っている。



フィールド(皆伐跡地)の解説ポイント
・伐採：切り株から元のスギ林をイメージ
・地拵え：植栽終了地との対比
・植栽：広葉樹である理由、シカ食害
・眼下の川堤防の石垣：集落の歴史等々

図1 林地・地形毎に解説事項を設定*3

point! 参加意欲の向上、マニュアルの有効活用

*1 30ページ参照。掲載した運営マニュアルは聞き取りと当ページの活動の観察をもとに構成。

*2 24ページ参照。

*3 多摩の森大自然塾鳩ノ巣フィールド連絡協議会資料より抜粋、加筆。

仲間意識を育てる

チームワークを発揮する下地として、共通の話題をつくり、仲間意識を育てます。広報誌などがその代表であり、ウェブページや電子掲示板、メーリングリストなどが活用されることもあります。内容は、活動報告の他、イベントや書籍紹介、会員のコラムなどさまざまです。多くの人が広報に関わることを目的に、活動報告などの執筆をリレー式に分担する例も見られます。また広報誌を発行する場合、「会に関わりたけれど活動には直接参加できない」といった人のために、購読会員の区分を設けているグループもあります。

[事例3]いしかり森林ボランティア「クマゲラ」*4:

HPを活用した情報共有

当会では2004年9月よりホームページ（HP）を開設している（図2）。開設当時、担当メンバー（専任1名）はHP管理には初学者であったが、平易に無料でHPの開設・運営ができるサービス*5を利用することで4ヶ月程の準備で開設を実現できた。開設後は、主に会員相互の情報交換のため、月2～3回ある活動日の度に内容を更新するなど新鮮なページづくりを心がけた。この結果、当会HPは翌年3月に「楽しいコミュサポHPコンテスト（札幌広域圏組合主催）」にて、総合的な完成度に優れていることを評価され、最優秀賞「札幌広域圏組合賞」を受賞した。

point ! 公共サービス利用、新鮮なページづくり



図2 活動報告ウェブページ

[事例4]NPO法人 埼玉森林サポータークラブ*1:

広報誌「サポータークラブ・コミュニケーション・ニュース」

A4モノクロ版8ページで年4回発行（図3）。各回のニュースは20人以上の会員の寄稿によって成り立ち、記事は県内各地で毎週のように開催されるフィールド活動の報告がメインである。参加を歓迎して、初参加者やしばらくぶりに参加した会員の人物紹介も行う。初心者から常連参加者まで、会員の様々な感性によるレポートが紙面を読み応えのあるものとしている。県内広範囲の異なるフィールドで活動を展開しながらも、ニュースの存在によって、会員共通の話題もできる。郷土埼玉の伝説や花暦の連載もあり、巻末に掲載する活動予定欄では、会員の家族や知人のゲスト参加も呼びかける。編集作業は、販売促進を本業とする会長をはじめ3名の担当による。

point ! 会員の寄稿、共通の話題



図3 会員の寄稿が満載のニュース

* 4 12ページ参照。

* 5 市民活動の活性化などを目的に札幌広域圏組合が提供（当組合HPより）。

合意を形成する

1. フィールドを調べて計画をつくる

活動の場とする森林をどのように整備し、利用していくかを計画するには、まずその森林の状況を調べ、その情報を活動する皆で共有しあうことが出発点となります。活動計画をつくる話し合いの場を有益なものにするためには、多くのメンバーの参加を得ること、個人のやりたさだけでなくフィールドの状況に基づいた議論を行えるよう工夫すること、意見を発表しやすい雰囲気をつくることなども大切です。

[事例5] 生き物マップづくり：ふどうの森クラブ*7

「ふどうの森生き物マップ(図4)」は、当会のフィールド「ふどうの森*7」に見られる昆虫類や鳥類、草本・木本植物などをまとめた地図である。活動開始(1998年)当初は、フィールドにどのような生物がいるかわからなかった。そこで、会では月2回ある活動のうち1回を自然観察会に充て、それと知らずに希少な植物を刈り取ったり生き物の生息場所を荒らしてしまわないように、フィールドの環境を調べながら森林の整備作業を進めることとした。自然観察会の成果は2001年に「同マップ」および植物の開花・結実暦、鳥類の観察暦などとしてとりまとめた。

会では、この成果をもとに会員で議論を重ね、フィールドの環境に合い、かつ会員がいいと思う森づくりを最大公約数的に意見集約して作業を進めている。

point! 地図作成、意見集約



図4 ふどうの森生き物マップ*9。

[事例6] 運営会議とワーキング活動：桜ヶ丘公園雑木林ボランティア*8

運営会議は毎月1回開催し、開設より12年目を迎えている。活動運営に関わりたい会員は誰でも参加でき平均9.8人/回が参加する(2004年度)。会議の開催日はワーキング活動などを組み合わせ、通常の作業日とは別枠として確保している。ワーキング活動では植生管理に関する簡単な調査を行い、その結果を運営の決定に役立てている。調査や討議の結果は会広報誌に掲載する。



写真3 ササ回復量調査*10

point! 調査結果の活用、意志決定

写真3は5～7月の各月に下刈りを行った区域に対して、10月に2m²ずつササを刈り、各区域毎のササの回復量を比較しています。

広報誌では、こうした結果に加え、野草の分布やササの密度、成長の草刈り時の踏みつけが林床植生に与える影響などを総合的に勘案して、下刈りを計画することが大切、と報告されています*10。

*7 34ページ参照。

*8 42ページ、60ページ参照。

*9 (雑木林研究会, 2004)より。但し本図は会員作成の地図(A2版)をもとにイラストレーターが作成。

*10 (桜ヶ丘公園管理事務所, 2002)。

*11 28ページ参照

2. 計画を実行する

計画を実行するため、誰もがフィールドや作業の現況をつかめるように、掲示や地図などを活用して情報を共有します。その分野に詳しい会員が欠席だったり、会員がしばらくぶりに参加した場合でも、活動を継続できる環境を整えます。

[事例7] 桜ヶ丘公園雑木林ボランティア*8

拠点施設内のボードに必要事項を記載し(写真4)、地図上に作業範囲を明記する(61ページ写真3)。

[事例8] 下刈り地図: 森林クラブ横浜 / 丹沢*11

下刈りの進行状況を地図上に記録し、次の作業に引き継ぐ(写真5)。

point! 誰もがわかる

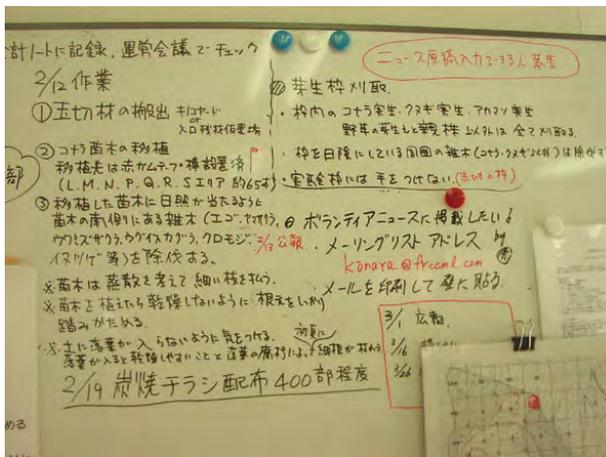


写真4 課題を掲示したボード

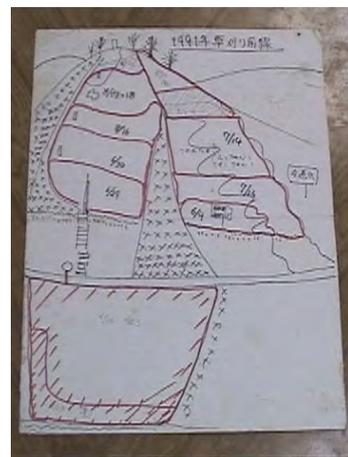


写真5 下刈り地図

3. 活動を振り返る

活動を記録し、引き継ぎ資料や計画に対する履行記録として共有します。

[事例9] 活動記録: いしかり森林ボランティア「クマゲラ」*4

当日の活動内容、日程進行のために参加者に呼びかけた内容、安全作業のための注意事項などを役員が作業票(図5)にまとめ、あわせて活動風景(画像)などを掲載した資料を作成している。これらは、フィールド所有者や技術指導にあたる行政機関への報告に使用するほか、組織の活動実績の記録として、現役員が交代した際の申し送り資料としての活用を想定している。

[事例10] 活動記録: 桜ヶ丘公園雑木林ボランティア*8

日替わりの担当者が活動終了時に当日の実施内容、申し送り事項などを記録する。活動記録は、次の活動の取りかかりを円滑にするだけでなく、蓄積することで年間の作業量が把握でき、次期計画のための資料となる。当会には雑木林の管理作業以外にもイベントやクラフトなど活動に多様な要望を持つ会員がいる。これを前提に、組織としてバランスする作業可能性を見極めて、管理計画をつくる。例えば、作業人員不足から計画した範囲の下刈りの出来が荒くなった年は、作業量全体を調整の上、翌年の計画にその部分を補う作業を盛り込むなどといった具合である。

point! 活動実績の資料化、次期計画への反映

本日の作業票 (7回) 「クマゲラ」				
日付	2005年7月30日(土) 天候: 汗ばむ・曇り・小雨・晴・大雨			
本日の参加予定者	17名	本日の参加者	13名	
石巻センター	0名			
フィールド	石巻市	13名	28名	3名
種	リーダ: 2名、サブリーダ:			
A	(5)	(5)	(9)	会員名(会員番号)
B	(5)	(17)	(11)	
C	(3)	(32)	(23)	(47)
D	(1)	(16)	(8)	
作業前基本確認				
作業前3分程度の各自による柔軟体操を行う。服装と持ち物を確認する。(機械使用の場合は特にシャツやズボンの襟は外に出さず中にしっかり入れる)				
本日の作業(午前)				
いしかりふるさと環境館スリーラインキャンプ2005に参加の子供たちと28名小鉢で伐採実践と削面作業で伐採した木の切り口を会員のノコを置して休ませ、棒でワルを利用してプランコ遊びをさせる				
A・B・C・D班は子供たち23名程度を担当下さい(子供たちの参加予定9名)				
いつもと勝手に違います子供たちがケガのないように心配り下さい				
*スリーラインとは石巻、厚田、浜益を意味しています				
昼食の後高岡ふれあいセンターは全員移動します、ここへはもう戻りません				
本日の作業(午後)				
高岡ふれあいセンターで山林についての話の後パードールつくり、竹とんぼつくりの手伝いしながら子供たちと一緒にひと時楽しんで下さい				
作業終了 2:30分				
前回はあったヒヤリハット				
夏真っ盛りです熱中症に十分注意して下さい				
15分おきに、小まめに水分補給するようにして下さい				
気分が悪くなった時は作業を即中断して周りの方に伝えて下さい				
雑木作業では周囲の状況を確認して樹木の根は近くに人が置かないと勝手に倒れるぞーの声を必ずして下さい				

図5 「クマゲラ」作業票

協力体制をつくる：協働

私たちが暮らす社会には「市民」、「企業」、「行政」の3つのセクターがあります。森林ボランティアを進めるにあたって、これらのセクターが協力しあうことで大きな成果が生まれます。NPOには市民セクター内の引き出し役（ファシリテーター）や異なるセクターの調整役（コーディネーター）の役割が期待されています。

協働が成立する仕掛け

ここでは、協働を「同じ目的のために複数の組織や個人が自主的に対等な立場で役割を果たすこと」とします。協働の価値は、単に連携する（連絡をとって一緒に物事をする）ことではなく、連携を通じて参画者それぞれの得意分野の能力が発揮され、単独では実現できない質の高い活動ができることにあります。参画者にとって役割の遂行には労力や投資が伴いますが、相応以上の成果が得られることが参画の動機付けになります*1。一方、関係者間でメリットや役割分担に不均衡が生じている状態は協働とはいえず、関係者に不満が生じ連携は長続きしません。協働のコーディネーターには、参画者の意欲を引き出したり、役割分担が対等に行われるように調整する役割が求められます。

イベント運営における協力体制

[事例1]「多摩の森・大自然塾」

1. 事業の運営における協力体制

NPOへの都事業委託 NPO法人森づくりフォーラム（以下フォーラム：次ペ - ジコラム）は都庁より森林づくり体験イベント「多摩の森・大自然塾」事業（参加者公募型年約40回開催）の運営を受託した。都は、NPOの柔軟性、機動性、ノウハウの蓄積などを評価し、また林務部署内の人材の不足を補うためNPOに事業委託をした。

複数の市民団体による運営 フォーラムは、「1組織の取り組みでは閉鎖的な運営になり、出口が自組織のフィールドの整備にとどまってしまう」という考えから、都内で森林関連で活動する市民団体に参画を呼びかけ、7団体（2002年当時）と協力して運営する体制をつくった。具体的には当事業のフィールド10カ所のうち、8カ所を7団体の固定フィールドで行い、各団体の進行で自組織の個性を活かしながらプログラム（人工林の手入れ）を実施してもらう（写真1～3）。開・閉塾式は全てのフィールドで共通の形式で行う。参加者の募集などの運営事務はフォーラムが担当する。

参画をアレンジする 当初、フォーラムと支援団体の関係は「顔見知り程度」であった。都事業に協力することで活動の幅が広がり「多摩の森林再生」、「広く都民に体験の場を提供」など自組織の理念や活動の公共性が示しやすくなる、イベントの開催で新会員獲得のチャンスが生まれる、他団体との交流や連携が進む、といったメリットを参画者が認識することで、協働による運営が成立した。フォーラムは、「お互いが良さを発揮する」、「当事業の枠組みを使って新しいものをつくる」というストーリーを示し、団体の参画をアレンジした。こうした役割は行政が行うと市民の理解や共感を得ることが難しく、運営者がNPOであったからこそ実現できた。



写真1 下刈り（奥多摩・栃寄）*2



写真2 間伐（青梅・吉野梅郷）*2



写真3 間伐材を利用した道づくり（檜原・遊学の森）*2

*1 協働の成立構造に関しては、齋藤（2003）は、2者では利害の拮抗により実行不可だった造林が、6者の農地造林事業として成立した例をもとに、経済学の「パレート改善」の概念を引き、「それぞれが手持ちのもの、有り余ったものを投入し、一人では得られないものを獲得している」と表現。

*2 「多摩の森・大自然塾」HPより。

2. フィールドの運営における協力体制

残りの2カ所のフィールドでは協議会を設置し、複数の団体や個人が運営に参画している。

鳩ノ巣フィールド連絡協議会 鳩ノ巣フィールド連絡協議会*3は、育林作業と自然解説という異分野を得意とする2団体の参画をフォーラムがアレンジして発足した。協議会は2003年に森林計画の策定から活動を開始した。各課題の原案作成に担当を決め、あらかじめ各団体内で作業した成果を協議会の場で議論するなど、支援団体のノウハウや得意分野を活かした企画運営を機能させている。協議会にはさらに2団体が自主的に参画し、当年度末には、活動運営に意欲ある個人など誰でも参加できる仕組みへ移行した。個人の参画の動機は「自分の関心にあった多様な森づくりが行われている（写真4）」、「作業をしたり、森林全体を観察したりいろいろな体験をしたい」など、当フィールドの多様な林況や森林計画、協議会が実施してきた企画の魅力に基づいている。

地元組織との関係 当協議会では、活動を継続的なものにするためには地元との連携や地元の活性化が必要との考えから、地元組織との関係づくりに力を入れている。活動で使用する施設の提供を受けるほか、自治会の協力を得て、郷土料理や野生生物とのつきあい方などの山村文化に触れたり、地域資源を発見するイベントなどを開催している（図1）。

森林所有者との関係 フィールドの所有者の姿勢は、現状では「自分では維持できないので管理を任せる」といったものである*4。「広葉樹の森林づくり」や「地域活性化」といった協議会の取り組みやその成果を示すことで、所有者の関心を喚起し、多目的な森林利用のあり方をもとに考えていく関係を創りたいとする*5。

協働を成立させるために事業が目指している、上記の参画者が当事業へ「投入するもの」と「獲得するもの」の設計図を表1に示した。実現していない内容も含まれており、現在はこの体制づくりの段階である。事業では、こうした構造を創り出すことで多様な主体の参画を進め、多摩の森林再生の取り組みを多様かつ継続的なものとしていくことが企図されている（2003年取材）。

表1 事業が目指す協働成立構造：鳩ノ巣フィールド

参画者	INPUT (投入物)	事業	OUTPUT (獲得物・効果)
都	資金	森林づくりイベント	都民参加森林づくりの推進、柔軟・多彩な行政サービス
森林所有者	林地		森林多目的利用
森づくりフォーラム	調整能力・知恵・労力		活動分野拡大、活動使命前進
支援団体	知恵・労力		活動分野拡大、会員獲得機会、活動の公共性
個人	知恵・労力		関心に合致した森林づくり
地元組織	施設・生活技術		地域の魅力再発見、活性化



写真4 2003年植樹祭では広葉樹10種以上、1,000本弱を植栽（鳩ノ巣）*2



図1 地元の山村文化を学ぶ講座*6

NPO法人 森づくりフォーラム

「森とともに暮らす社会」の創出を目的に、社会全体で森を創り、育てていくことを使命に活動。普及啓発、人材の育成、政策提言等を実施。ネットワーク組織として多様な主体の連携づくりにノウハウを蓄積する。

*3 24ページ参照。

*4 フィールド利用の仕組みは59ページ参照。

*5 事例1は、東京都、フォーラム、鳩ノ巣フィールド活動参加者への聞き取り調査によって構成。

*6 NPO法人森づくりフォーラムHPより。

流域内の森林・林業を活性化する

近年、流域を基本的単位として、関係者の協力のもと森林整備、木材の供給などを総合的に推進しようという取り組みがあります*7。こうした取り組みへNPOがどのような形で参画しているか紹介します。

[事例2] 東三河流域森林・林業活性化センター

1. 協力体制の枠組み

協議会へNPOが参画 東三河流域森林・林業活性化センターは、多様な森林整備、地域材の安定供給等、流域内の森林・林業をめぐる課題に取り組むため、行政、森林・林業関係団体などを委員(2004年度54名)とする協議会を設置している。協議会では、部会活動にてこれらの課題を解決する事業に取り組む。

一方、NPO法人穂の国森づくりの会(以下、穂の国)*8は東三河内の企業、経済団体、行政を会員として網羅する団体である。様々な組織が集まる場として協働の素地を仕掛けとして備え、会員の連携による事業の実施を志向している。穂の国は当センター協議会の協議委員を務め、全ての部会活動に参画する。



図2 森林の流域管理のイメージ*7

2. 教育活動における協力体制

森林環境教育事業 森林活用部会では、域内の小学校を対象に森林環境教育事業を実施している。森林環境教育は穂の国にとっても、自組織の活動の1つの柱である。穂の国は事業の元締め役となって、国や県の林務出先機関、木材加工団体、他のNPOなどとの連携をアレンジし、訪問授業と野外体験活動*8を実施する。

訪問授業では、授業テーマ毎、4つの組織・機関が講師を分担し、各自の得意分野の授業を行う(図3)。野外体験学習では、ふれあいの森制度の協定林などの国有林を活動場所に、愛知森林管理事務所が道具の供与、スタッフ対応などを行い、穂の国は準備の他、子ども達への指導や解説を受け持つ。150人など参加生徒数が多い中学校に対応する際は、同制度で近隣に協定林を持つ2つの市民団体と連携し、互いに活動場所と指導者を提供して行事を実施する。このように各者が手持ちの資源(人材・物品・場所など)を投入することで、単独では行い得ない規模の教育事業を実現させている(図4)。学校側も複数組織が教育に関わることで、多様な切り口から森林・林業について学べるメリットがある。

連携の契機と拡がり 森林環境教育における管理事務所と穂の国との連携は2000年からである。それ以前は管理事務所は単独で国有林を活用した森林環境教育を実施していたが、対応できる職員の不足のため実施件数は多くはなかった。教育を通じて国民参加の森林づくりを推進するという林野庁の施策とも合致し、森林活用部会への参画や穂の国との協力関係が成立した。2団体の参画は国有林のアレンジによるものであり、これを契機に3団体のネットワーク会議ができた。なお、この繋がりが発展して「第11回森林と市民を結ぶ全国の集い in あいち実行委員会」ができています。

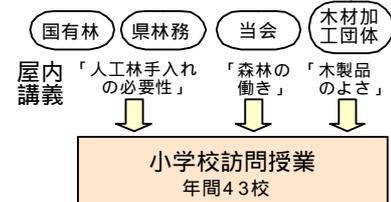


図3 訪問授業における協力体制(2003年度)

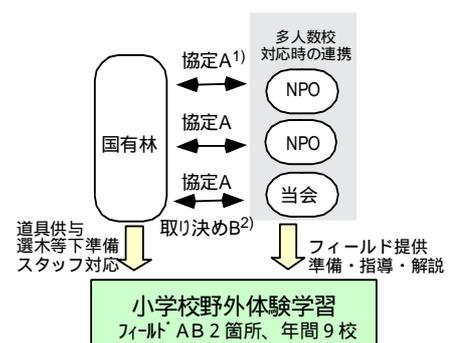


図4 野外体験学習における協力体制(2003年度)

- 1) ふれあいの森制度。網掛け部の3組織は近接する林地で各々活動を行う関係
- 2) 期限内作業終了を要件に林地利用

*7 「森林の流域管理システム」など(林野庁HPより)

*8 26ページ、48ページ参照。

2. 東三河環境認証材の認定制度

需要拡大部会は、行政の農林・住宅担当、木材加工・建築業関係者、森林・地域づくりに取り組むNPOなどより構成される。

NPOが認証機関を担当 事業の一つに「東三河環境認証材の認定制度の推進」がある。当制度は、東三河の森林のうち、環境に配慮した施業が行われている森林^{*9}から産出された木材を認証する制度である。消費者が「環境に配慮した近くの山の木材（認証材）」を使用することで、まずは身近な地域での物質（木材）循環を実現させ、地球温暖化防止につなげていこうとする構想に基づく。穂の国は、認証機関として適切に管理された森林（図5）の材の認定、「東三河環境認証材」を区別して扱える事業者の認定、そして認定された事業者から発行される伝票の管理を行う（図6）。
財源の確保が課題 当制度は、森林組合などの素材業者、流通・加工業者らが各自の利益に結びくものとして上記の構想に共感し、認定事業者となって、認証材の安定供給がなされること、消費者が認証材を選択的に消費することがキーとなっている。現在、事業はモニタリング期間にあり、図6の仕組みが作り上げられ、認証材を使用した一般住宅も試験的に建築され（写真5）認証材の普及啓発が進められている。2006年度からの本格運用に向け、認証のための手間（コスト）を支える財源の検討や、需要拡大のため消費者に対する補助金の支出を域内自治体などに打診しているところである（2004年取材）。



図5 認証森林を示すパネル^{*10}



写真5 東三河環境認証材を使用した家^{*11}

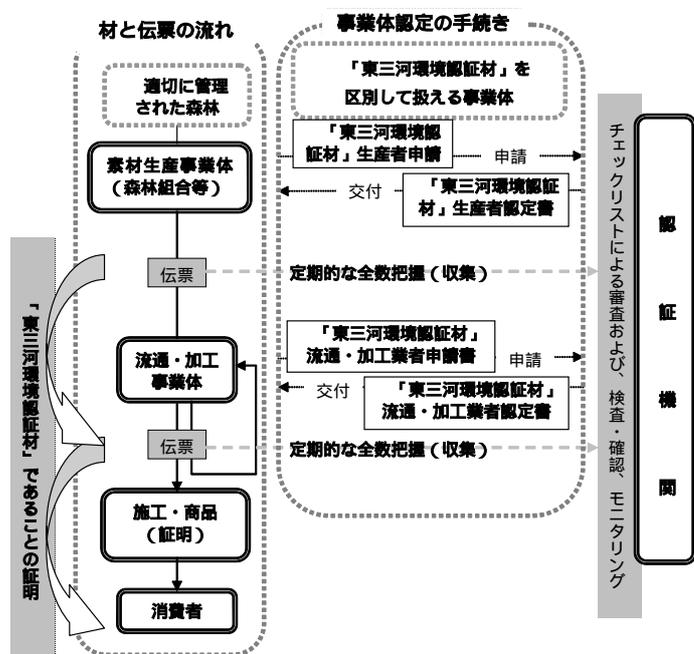


図6 東三河環境認証材の認証フロー^{*10}

*9 具体的な要件は、その土地に適した森林施業計画ができていること、施業計画に沿った、適切な育林のための施業が実施されていること、皆伐を実施する際には、事後に植林計画が具体化されていること（出典は*10）。

*10 「持続可能な森林経営のための勉強部屋」HPより。

*11 「イトコーの家」HPより。

森林保全・利用を進める行政施策

森林保全や市民による利用を進める施策には、イベントの開催など参加機会の提供、技術指導や人材育成、林地を利用する市民と土地所有者の仲介、林地の借り上げ、買い取りなどがあります。トラストなどによる買い取りは林地を確保する手法として最も確実ですが、埼玉県の場合では数十億円規模の資金が必要です。

1. イベント開催

[事例1] どんぐり銀行活動（香川県）

口座にどんぐりを預けると、森林関連のイベント情報の提供、緑化用の苗木、グッズの払い戻しが受けられる。また森林づくり行事に参加することで、グッズをもらうこともできる。どんぐり預金をきっかけに県民に森林づくり活動への積極的な参加を促すことを目的に、活動は県と県森林協会が事務局をつとめ、NPO法人どんぐりネットワークに運営を委託して実施する。県民からの資金支援も受け付ける（図1）。2003年度は都市部の子ども達を中心に約2,500人の預金者があり、一方苗木は269人に2,257本が払い戻された。活動フィールドは9カ所あり、間伐などの森林整備や炭焼き、クラフトや食体験などの活動が行われている（写真1）。

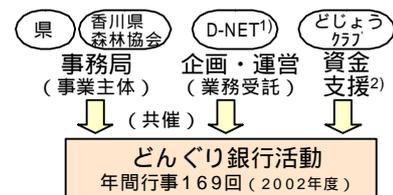


図1 どんぐり銀行活動実施の仕組み。

1) NPO法人どんぐりネットワーク

2) 他の財源は、県費、「みどりとの森林基金」助成金

2. 市民活動への技術・運営支援や人材育成

[事例2] 香川県森林ボランティア登録制度（KFVN）（香川県）

森林づくりに参加意欲のある個人・団体を登録し、情報誌送付、ヘルメットの貸与、フォレストースクール（後述）への参加資格認定、発足したばかりの団体への技術指導や組織運営、フィールド利用の助言などの支援を行う。登録者はどんぐり銀行活動ともリンクする森林づくり行事に参加したり、登録者同士で自主的な活動グループも結成できる。現在178人、9団体が登録（2004年度）。



写真1 「交流の森づくり（高知県大川村）」（どんぐり銀行HPより）

[事例3] フォレストースクール（香川県）

県民参加の森林づくり運動のリーダー養成講座。入門から応用までの3レベルのカリキュラムが組み立てられ、各レベルに定められた必要単位を段階的に履修する。講義の内容は多岐にわたり、講師にはその分野の専門家を起用している（図2）。講座生は必要単位を2～3年かけて履修することも可能である。2005年度には全レベル（94単位以上）を履修した「かがわフォレスター」が誕生した。

入門レベルカリキュラム（抜粋、青字は講師）

- ：「森林作業技術 - 除伐・間伐」「チェーンソー・刈り払い機等の取り扱い」：**県林業技術専門員**
- ：「野外救急処置技術・安全対策の実際」：**日本赤十字社香川県支部救急法指導員**
- ：「話し方・コミュニケーションの方法と実際」：**コンサルティング企業社員**
- ：「森林の仕組みと生態系」：**広島大学教授**
- ：「県内主要樹木の特徴とその見分け方」：**県環境アドバイザー**
- ：「野外ゲーム・ネイチャーゲームの実践と指導」：**（社）ネイチャーゲーム協会香川県支部**

図2 スクールのカリキュラム

3. 林地利用仲介・支援

[事例4] 里山オーナー制度（香川県）

県の仲介のもと土地提供者（所有者）と借受者（オーナー）が契約を締結する。オーナーは所有者に一定の利用料（25,000円）を支払い、5年間1区画（約1,000㎡）の里山林を借り受ける。オーナーは所有者が指定する以外の木に関しては、自由に伐採し利用することができる（写真2）。なお、利用料は林地の巡回や境界の管理、共同施設などの維持管理に支出される。所有者の林地提供は「多くの人に自然への理解を深めてほしい」、「手入れ不足を改善したい」といった意思が動機となっている*1。



写真2 親子で里山を満喫*1

*1 香川県HP「里山オーナー制度」より。

[事例5] 町民の森指定制度（茨城県阿見町）

町の景観条例を受けてつくられた制度で、主に市街地内にある樹林地などを「町民の森」として指定し、自然を活かした公園整備などを行うものである。

若栗地区にはゴミの不法投棄などで荒れた私有林(約1ha)があり、付近の住民のグループが自発的に手入れを行っていた。所有者は高齢者でもあり「林地がきれいなるならば」とグループに手入れを任せていた。町はこの樹林地を「町民の森」に指定し、土地の所有者と使用貸借契約を結んで林地の利用を明確にし、住民グループとワークショップを行って整備計画を策定した。計画では里山の自然を生かし、子ども達が気軽に遊び場として利用できる「プレイパーク」を目指すこととした。また散策路や安全柵の設置などは町が行い、その他の森林整備はグループが行うといった役割分担も行った。グループは「阿見・里山ワンダーランドの会」として組織化され、ササ刈りなどの森林整備や林内の間伐材で長椅子を作製するなどの活動を展開している（写真3）。



写真3 参加者の様子*2

4. 協定林を一定期間保全整備し活用を促進

[事例6] 平地林整備事業（茨城県）

市町村と森林所有者との保全協定（二者協定）もしくは整備した平地林*3の活用者を加えた保全活用協定（三者協定）を8年以上結び、市町村が事業主体（1/2を県が補助）となり、下刈りや間伐、植栽、木柵など簡易防災施設の整備を行う。開発の進む平地林の保全、公益的機能に着目してつくられた事業で、協定期間中は森林整備と保全が図られる。保全活用協定では森林所有者は活用者による林地の多目的利用に協力する（図3）。2002年度は当事業で県内29市町村にて60haの整備が行われている。保全活用協定は5件の締結例があり、教育的な活用などが行われている。

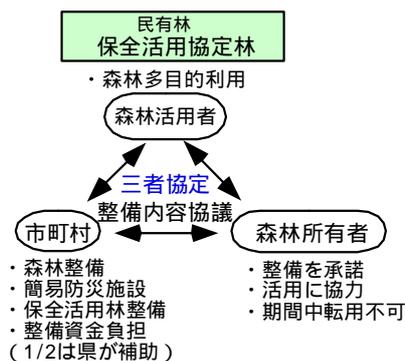


図3 平地林整備事業：保全活成型

5. 林地の買い取り（公有林化）

[事例7] 緑のトラスト運動（埼玉県）

県民からの寄附金を資金（さいたまみどりのトラスト基金）として土地や建物を取得したり、また、寄贈や遺贈を受けたりして、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として未永く保全していこうという運動。埼玉県と（財）さいたま緑のトラスト協会が一体となって運動を進めている（図4）。2004年現在、7カ所（33.5ha）のトラスト保全地がある。保全地の整備は当協会が行うほか、下刈り、除伐など簡易な作業は自然観察をかねながら、協会が募集したスタッフやNPOがボランティアで取り組んでいる。また自然観察会の開催など、保全地はNPOの活動や地元の学校教育などで活用されている。

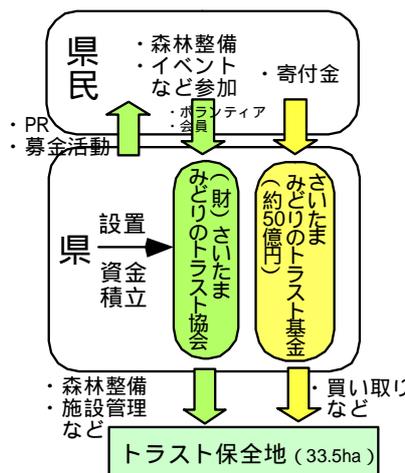


図4 緑のトラスト運動の仕組み (2004年度現在)

*2 茨城県HP「普及指導の現場から」より。

*3 平地林の定義は、標高150m以下で傾斜15度以下の地勢条件下に所在する森林。平地林面積が森林面積の70%以上を占める市町村を当事業の対象としている。